

地域密着型特別養護老人ホームの設置認可について

1. 調査審議事項について

今回の調査審議事項は、令和4年度に整備事業者を選定した令和6年2月1日に開設予定の地域密着型特別養護老人ホームの設置についてである（表1参照）。

施設の概要は【資料1-3】特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準審査概要のとおりである。

※地域密着型特別養護老人ホームは、第一種社会福祉事業を運営する社会福祉施設に該当していることから（社会福祉法第2条第2項）、その設置は、久留米市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の調査審議事項となっているものである。（久留米市社会福祉審議会運営要綱第3条第2項・別表第1）

【表1】 地域密着型特別養護老人ホーム 設置予定一覧

設置者	施設名称	施設所在地	開設日
社会福祉法人 国分八十八会	特別養護老人ホーム コスモス	国分町1214番地6	R6.2.1（予定）

2. 施設の認可要件及び審査結果

地域密着型特別養護老人ホームの設置を認可するためには、関連法令[※]の定める要件を満たす必要がある。

今回審議の対象となっている施設について審査したところ、【資料1-3】特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準審査概要のとおり、必要な要件を満たしている。

※関連法令とは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」「久留米市特別養護老人ホームの設置及び運営の基準に関する条例」その他関連法令を指す。

3. 今後のスケジュールについて



